

# 各会計決算を認定

## 議員提出議案2件も可決

9月定例会では、平成13年度の一般会計及び国民健康保険特別会計歳入歳出決算を賛成多数で、また、その他の特別会計歳入歳出決算を全会一致で認定しました。

この決算認定は、会期初日の9月2日に市長から提出され、詳細説明後、代表監査委員の審査結果報告があり、総務、建設、厚生、文教経済の各常任委員会にそれぞれ付託を行いました。

各常任委員会では、17日から4日間にわたり慎重な審査を行い、9月30日の本会議において各常任委員長から審査経過並びに結果について報告が行われ、その後、討論・採決を行い、各会計決算を認定しました。

平成13年度一般会計決算によりますと、歳入総額は340億  
4,493万4,992円  
歳出総額は  
325億  
6,277万9,950円



▶9月定例会の議案を慎重審議（左上は神谷議長）

差し引き

14億

8,215万5,042円  
が平成14年度に繰り越されました。

水道事業会計の決算については、収益的収入

26億

1,327万984円

収益的支出

24億

5,476万4,624円

資本的収入

7億2,012万200円

資本的支出

13億296万924円

となっており、

また、議員提出議案として「奨学金制度の拡充を求め

る意見書」、「北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書」が提出され、原案どおり可決されました(要旨は3頁参照)。

その他の議案では、財産の取得(消防緊急通信指令装置発信地表示システム)について、原案のとおり可決(9月9日先議)し、国民健康保険条例の一部を改正する条例及び国民健康保険条例の一部を改正する条例については賛成多数で、

他は、全会一致で原案のと

おり可決しました。

なお、陳情については、「違法「捨て看板」の即日撤去を求める陳情」については趣旨採択、「コミュニティバス「toco」運行のルール変更に関する陳情」は採択となりました。

今議会で提案された主な議案等は、次のとおりです。

●市税条例の一部を改正する条例(9月9日承認)  
法人市民税関係の連結納税制度の創設に伴う所要規定の整備。

●火災予防条例の一部を改正する条例  
消防法、消防法施行令の一部改正及び省令・基準の制定に伴う規定の整備。

●罰金の額の改正  
20万以下を30万以下に。

●国民健康保険条例の一部を改正する条例  
健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正で、内容は次のとおりです。

①平成14年10月1日施行

・3歳未満児の一部負担金の割合 3割↓2割

・70歳以上の者の一部負担金割合(新規) 1割

・70歳以上の上位所得者の一部負担金の割合(新規) 2割

②平成15年4月1日施行  
・退職被保険者(本人)の一部負担金割合  
2割↓3割

・退職被保険者の被扶養者(入院)の一部負担金割合 2割↓3割

●国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正で、内容は次のとおりです(平成15年度以後適用)。

①給与所得特別控除(最高2万円)及び公的年金等特別控除(17万円)を廃止。  
②青色事業専従者給与等控除及び長期譲渡所得の特別控除を適用。

●一般会計補正予算  
①人事給与システム変更委託料の増。  
②65歳以上肝炎ウイルス(B型、C型)検診委託料

の増。

③プレミアム付商品券発行支援補助金の新規計上。

④道路施設緊急修繕の増。

⑤給食調理場施設整備基本調査業務委託料の新規計上。

⑥新曽中学校外構工事請負費の新規計上。

●公共下水道事業特別会計補正予算  
平成13年度決算に基づく消費税の納付金。

●老人保健特別会計補正予算  
①健康保険法等の改正に伴

う事務処理費の増。

②県負担金の返還金。

●介護保険特別会計補正予算  
①介護給付費負担金国庫、県支出金返還。

②支払基金交付金返還金。

## 意見書を提出

今定例会では、議員提出議案として2件の意見書が提出され、可決されましたので、その概要を掲載します。なお、意見書は、関係機関に送付しました。

### 奨学金制度の拡充を求める意見書

長引く不況で、所得の喪失や大幅減少を強いられている世帯が多く発生しており、高校の中途や大学への進学を断念せざるを得ないケースが、高水準で推移している。公的奨学金制度は充実してきてはいるが、他国と比べると、まだまだ遅れていることを認識し、以下

の施策の早期実現を図るべきである。

1. 大学、短大、専門学校生等への奨学金制度の抜本拡充。

2. 高校、大学等への入学資金を、奨学金の対象とする制度の創設。

3. 海外留学希望者への奨学金の創設。

### 北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

9月17日、小泉首相と北朝鮮の金総書記との初の首脳会談が行われ、国交正常化への交渉再開が合意されたが、日本人拉致問題について、北朝鮮の関与を認め、謝罪が行われたものの、示

された拉致被害者の情報は、被害者家族の心を察するに痛恨の極みであった。

また、死亡したとされた方の状況報告は不明確で、北朝鮮への不信感を増幅するものである。

拉致という行為は、基本的人権の侵害だけでなく、我が国の主権をも侵害する犯罪で、人道、国際法上、絶対に許されるものではない。

よって、政府に対し、国交正常化交渉前に、安否情報の確認、被害者の死亡に至る経緯、被害者家族への補償や支援、他の拉致事件の全容を早期に解明し、国民にその真相等を知らせることを強く求めるものである。

## 討論

本会議の最終日、市長から提出された議案に対して、討論が行われ、原案どおり可決されました。その要旨は、次のとおりです。

### 国民健康保険条例の一部を改正する条例

日本共産党 庄司 慎 議員

国民健康保険制度は、国の負担義務も明確化されているが、国庫負担金を医療費ベースで45%補助から40%未満に減額してきております。

自治体と被保険者の負担を増やして、国の責任の縮小を図ってきていると言わなければなりません。

10月1日からは、70歳以上の人が病院にかかった時の窓口負担は、一割負担が徹底されますし、老人保健の適用年齢が75歳に引き上げられ、定額負担から定率負担に改悪されました。

本条例の改正は、市民の命と健康を守るべき医療制度の大きな後退を招くことになり、

## 賛成

平成会 平野 進 議員

今回の条例改正で、70歳以上の方は所得に応じ、1割または2割の自己負担となり、退職被保険者は2割から3割負担となります。

急速な高齢化等による医療費の増大により、医療保険財政が厳しい状況にある中で、今後とも国民が安心して良質のサービスを受理するためには、医療保険制度を将来にわたり、持続可能で安定的なものにしていくことが必要不可欠です。

被用者保険と国保との間の給付の一元化が図れ、また、国保の基盤を強化するためには、制度間、保険者間での負担の公平を図る方向性であることから、今回の改正は妥当と思われま

### 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日本共産党 庄司 慎 議員

今回の条例改正は、増税になる市民には納得のいくものではありません。国保加入者は、中小零細

## 賛成

平成会 平野 進 議員

今回の条例改正の目的は、国民健康保険制度の改正において、保険料の算定方法の見直しが行われることに伴い、保険税についても同様の見直しが必要となったものです。

国民健康保険税所得割額の算定の際の、所得控除を見直し、個人住民税等と整合的なものとするともに、被保険者間の一層の公平化を図り、被保険者に理解されやすい体系に改めることが目的であることから、今回の改正は妥当と思われま